

平成26年7月3日 公告  
港区天保山運河東岸堤防工事（その6）

設計図書及び積算基準関係資料の一部に表記誤りがありました。下記正誤表をご確認ください。

訂正箇所	誤	正
工事設計書及び積算基準関係資料 第1-12号明細書 共通仮設費 4行目 水質汚濁防止膜設置撤去 形状寸法*積算要素	既設根固石先行撤去・ <u>地盤改良</u> ・床堀時	既設根固石先行撤去・床堀時
工事設計書及び積算基準関係資料 第1-12号明細書 共通仮設費 7行目 技術管理費（1） 摘要	1箇所 <u>3試料</u>	1箇所 <u>(3試料/箇所)</u>
工事設計書及び積算基準関係資料 第1-12号明細書 共通仮設費 9行目 技術管理費（3） 摘要	2箇所 <u>3試料</u>	2箇所 <u>(3試料/箇所)</u>
特記仕様書 第1項 工事 11 共通仮設費 1) 汚濁防止対策	(1) 床掘施工時 <u>及び地盤改良工施工時</u> には汚濁防止対策として、原則、汚濁防止膜を設置すること。なお、汚濁防止膜に使用するカーテン長は3m以上とする。	(1) <u>既設根固石先行撤去時</u> 、床掘施工時には汚濁防止対策として、原則、汚濁防止膜を設置すること。なお、汚濁防止膜に使用するカーテン長は3m以上とする。
特記仕様書 第1項 工事 11 共通仮設費 5) チェックボーリング	地盤改良後、改良対象範囲においてチェックボーリングを <u>1箇所</u> 行うこと。調査位置は、監督職員と協議し決定すること。試料採取は改良土の連続サンプリングを行うものとし、その試錘孔径は原則としてφ86mm以上とする。なお、一軸圧縮試験はチェックボーリング1本につき改良対象土層1層当り上・中・下のそれぞれ1回、計3回とする。（1回の試験とは、3個の供試体の試験値の平均値）	地盤改良後、改良対象範囲においてチェックボーリングを <u>2箇所</u> 行うこと。調査位置は、監督職員と協議し決定すること。試料採取は改良土の連続サンプリングを行うものとし、その試錘孔径は原則としてφ86mm以上とする。なお、一軸圧縮試験はチェックボーリング1本につき改良対象土層1層当り上・中・下のそれぞれ1回、計3回とする。（1回の試験とは、3個の供試体の試験値の平均値）